

## まちなかアートマルシェ公募要項

1. 開催目的 主催者および市民・商店街の皆様と協働で、アートフェスティバルを開催するにあたり、障がい者支援施設等をはじめとするアートに関する物販の機会を創出し、また来場者および来街者に楽しんでいただける空間を提供することを目的として開催する。
2. 開催日時 令和3年10月2日(土)  
準備時間 12:00~13:00(準備でき次第、順次開店)  
出店時間 13:00~17:00  
撤収時間 17:00~18:00
3. 出店場所 一番街商店街・若草通り商店街(予定)
4. 出店内容 アートに関する作品販売、制作体験、飲食の販売など
5. 出店数 20店舗程度 ※応募多数の場合は抽選となります
6. 出店料 無料
7. 出店スペース 【横2m × 縦3m】 ※キッチンカーの場合は事前にご連絡ください。
8. 実施スケジュール(予定)  
7月下旬 出店者確定  
8月下旬 出店者説明会  
9月上旬 出店内容等をホームページなどで告知
9. 出店資格
- イ. 出店者は、本規約及び出店要項・搬入出案内等関連書類に記載の注意事項を遵守いただける方に限ります。搬入出及び出店時の同伴者にも規約遵守の指導の義務を負うものとします。
- ロ. 出店者は主催者が定める開催趣旨に合致する商品、サービスを提供する個人・法人・団体に限ります。また主催者は出店内容について適切であるか否かを決定し、不適切であると判断した場合は出店をお断りする権利を有します。またその際の根拠、判断基準などは公表しません。
- ハ. 販売物は原則として出品者自ら作成したオリジナル品であり且つ大量生産品ではないこと、または販売することに公共性がある等、主催者が開催目的に対して適切と判断したものに限ります。
- ニ. 現地にて調理を行う飲食物の販売は禁止とします。
- ホ. 加工食品の販売は販売する品目に応じて保健所の営業許可及び行商届が必要となります。
- ヘ. 宮崎県暴力団排除条例により、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業の出店は出来ません。
- ト. 応募多数の場合は、抽選となりますので、あらかじめご了承ください。なお、出店が確定した方には、8月12日までにご連絡いたします。なお事前説明会に必ず出席することを条件とします。

## アートフェスティバル 出店申込書兼同意書

店舗名	ふりがな		
代表者 氏名		担当者名	
電話番号		担当者携帯	
住所 連絡先	〒 - FAX: / e-mail:		
備品必要台数	長机(W180cm×L45cm×H70cm) 台 ・ 椅子 脚		
出店品目			
出店方法	車両 ・ 机 ・ そのほか	参加人数 (販売員など)	人
持ち込む 機材等	電気	機器名	台数
			台
	火気使用	※火気を使用される方は、各自で防火対策を願います 有 ・ 無	
	そのほか	持ち込み器具の内容(例:フライヤー1台など)	
HP等のお店 紹介文	主催者のホームページや Facebook 等で出店の告知をさせていただきます。 PR 文言などありましたら、お知らせください		
その他 特記事項			
同意・確認欄	別紙「まちなかアートマルシェ出店規約」に同意の上、上記の通り出店いたします  令和 年 月 日 署名 _____		
お問合せ お申し込み先	アートフェスティバル実行委員会事務局までメールまたは FAX でお送りください。 〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目9-6 みやざき NPO ハウス101 宮崎文化本舗内 TEL:0985-60-3911 FAX:0985-89-4979 Mail:artfes2020@bunkahonpo.or.jp		

※ 頂いた個人情報は「アートフェスティバル」の活動以外には使用いたしません。

# まちなかアートマルシェ出店規約

## 1.出店について

- (1) 開催時間中（午後1時～午後5時）は必ず営業して頂きます。尚、やむを得ない事情（商品売切れなど）が発生した時は事務局までご相談下さい。
- (2) 開催当日は原則として申込者が参加することを条件とします。
- (3) 出店位置は、原則として事務局にて調整・決定します。
- (4) 会場・運営の都合上、やむを得ず出店位置・レイアウトを変更する場合があります。
- (5) 営業許可（保健所許可含む）がない場合は出店できません。**8月末までに許可証を必ず事務局まで複写を送付すると共に、出店時は必ず目立つところに掲示してください。**
- (6) 搬入は午後12時00分～午後12時45分で行ってください。
- (7) 出店場所及びその周辺は必ず清掃を行い、ゴミは出店者自身で処分して下さい。ごみの投棄や放置は厳禁です。発見した場合は処理費用を請求いたします。
- (8) 事務局の指示に従わず会場施設・道路などを傷つけた場合、当事者の費用と負担に於いて原状回復して頂きます。
- (9) 会場での物品・金銭のやり取り、事故などの対応は当事者間の責任に於いて行って下さい。また盗難や万引きなどの弁済責任を実行委員会は負いませんので、物品・金銭の管理は出店者の責任に於いて行って下さい。当協会では、特別な場合を除き、前記トラブルについて関与しません。
- (10) スタッフ、警備員の指示には従うようにして下さい。
- (11) 実行委員会の指示に従わない場合や本規約を守って頂けない場合、また他に迷惑をかける行為などを行った場合は営業を即刻停止して頂く場合があります。
- (12) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクやアルコール消毒などの対応をお願いします

## 2.禁止事項

- (1) 社会通念上不適当と思われるもの、及び法律・関係諸条例に抵触する物品の持ち込み、販売、及び行為。
- (2) 事務局が不適当と判断したものの販売、行為。
- (3) 出店区画からの著しいはみ出し、及び強引な販売行為。

## 3.中止について

- (1) 気象状況、会場の都合、また新型コロナウイルス感染拡大防止のため出店が中止となる場合があります。開催の判断はイベント前日までに判断しwebサイト、SNS等でお知らせいたします。また開催決定後も状況の急変によりやむを得ず開催を変更する場合があります。
- (2) 当日の運営の都合により搬入・搬出時間等が変動する場合があります。また、必要に応じて待機頂く場合があります。
- (3) 出店が中止になったことにより生じた派生的・付随的・間接的損害(営業上の利益の損失や損害を含む)について、当実行委員会では一切責任を負いません。

以上